落札後の注意事項

権利移転手続き

入札終了後に大木町が落札者へメールにより、落札物件の売却区分番号、行政機関の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く下記へ連絡し、権利移転手続きについて説明を受けてください。

≪必要な費用≫

●契約締結期限までに

契約保証金 入札保証金を契約保証金に充当しますので、不要です。

●代金納付期限までに

売払代金の残金	・売払代金の残金=落札金額-契約保証金額(入札保証金額)	
	・大木町から納付通知書を郵送しますので、入札公告に記載する納	
	付期限までに一括で納付してください。	
	・納付後、領収書の写しを大木町総務課へ持参またはファックスにて	
	送信してください。	

ご注意

- ・自動車の権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- ・上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

≪必要な書類≫

必要な書類の一部は大木町のホームページで ダウンロードできます。

丰 思初始書	2 部送付しますので、必要事項を記入、押印して、契約締結の
売買契約書	期限までに必着でご返送ください。
保管依頼書	売却代金の残金納付時に引渡しを受けない場合は、提出くだ
休官似积音	さい。
売却物件の引渡し希望日	売買契約書と一緒に送付しますので、記入後、期限までに必着
時調査票	でご返送または ファックスにて送信ください。
委任状	引渡しを代理人へ委任する場合は提出ください。
町有財産(自動車)移転	売却代金の残金納付を確認後に一時抹消登録証明書等の書類
登録等書類受領書	を送付しますので、受領したら大木町総務課へ持参または郵
· 拉娜守肯炽又侧盲	送してください。
町有財産受領書	物件の引渡し時に提出ください。

≪権利移転の時期と要する期間≫

落札者が売却代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	所有権移転時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険
	負担が移転します。したがって、所有権移転後に大木町及び落
	札者の責めに帰することができない事由によって滅失又は毀
	損したときは、落札者は、その滅失又は毀損を理由として履行
	の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の
	解除をすることができません
	・引渡しは、売却代金の残金納付時の現状のままで、大木町が
	指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られな
	い場合は、落札者負担で対応をお願いします。
	・公有財産に品質上の問題があることを発見しても、契約後に
	おいて履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求、または契約
	の解除をすることはできません。
	・引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用は、すべて落札者の
引き渡し条件	負担となります。
	・自動車の落札者は使用の本拠の位置を管轄している運輸支局
	等において速やかに登録の手続きをしてください。なお、登録
	後の自動車検査証の写しを大木町に提出していただきます。ま
	た、自動車を解体された場合については、解体を証明する証明
	書の写しを提出していただきます。その他物件の引渡しに際し
	て、誓約書等の書類を提出していただく場合があります。また、
	履行確認のため写真等を提出していただくことがあります。
 入札保証金の取り扱い	落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、入札保証
A CLEDKING TO A SAN A TOXA	金は大木町に帰属します。
	・契約保証金は入札保証金に全額充当します。
契約保証金の取り扱い	・納付期限までの売却代金残金の納付が確認できない場合、契
	約は解除し、契約保証金は大木町に帰属します。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

大木町総務課

メール: syobou@town.ooki.lg.jp

電話:0944-32-1035

受付時間:平日 8時30分~17時15分